

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）附則第一条ただし書に規定する

規定の施行期日は、令和二年三月一日とすること。